平成２１年（フ）第９９号
茨城県ひたちなか市佐和字田向1114番地の３
破産者　株式会社茨城綜合木材センター
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第２６９号
茨城県つくば市上郷7337番地
破産者　有限会社石建興業
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第２２４６９号
東京都台東区根岸１丁目５―７―501
破産者　遠山　　浩
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０３号
横浜市戸塚区戸塚町4617番地
破産者　リード企業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９５号
横浜市都筑区勝田町535　コートドールＧ―102号
破産者　有限会社プラネッツ
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８９号
横浜市中区羽衣町３丁目55番１号センチュリービル８Ｆ
破産者　株式会社デジヘッズグロサリー＆システムズ
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４８号
横浜市磯子区汐見台２丁目９番地１棟145号
破産者　高山運送有限会社
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２９６号
岐阜県土岐市肥田町肥田2247番地の35
破産者　株式会社志野開山窯
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４６７号
名古屋市中区錦２丁目16番５号
破産者　株式会社ディスティニーキャスト
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０号
三重県度会郡南伊勢町村山955番地２
破産者　石川　久子
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２０年（フ）第１８６３号
京都府宇治市神明石塚73番地16
破産者　株式会社船田建設
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第４３号
島根県江津市桜江町川戸592番地１
破産者　井上土建有限会社
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第６７４号
北海道旭川市二条通８丁目右１号
破産者　株式会社旭川千秋庵
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４号
釧路市昭和中央１丁目23番４号
破産者　有限会社ティクニーク・プラン
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第１５２号
秋田県湯沢市杉沢字後ヶ沢山10番地９
破産者　髙特工業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６０号
東京都町田市原町田３丁目12番８号グランデ町田ビル101
破産者　有限会社フリーアート
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４６１号
神奈川県川崎市麻生区上麻生５―１―９リバーコープ麻生102号、住民票上の住所東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―１―105
破産者　大河原祐一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５０４号
横浜市神奈川区鶴屋町２丁目13番８号
破産者　第一建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７９号
川崎市高津区蟹ヶ谷248番地11
破産者　有限会社岩佐電機設備
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
川崎市幸区南幸町３丁目65番地６
破産者　有限会社細谷興業
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
横浜市都筑区川和町2488番地１
破産者　株式会社栄和製作所
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第４６９号
長野市大字北長池1817番地１
破産者　株式会社スエヒロ建設
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係